

令和2年1月
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

令和2年1月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 令和2年1月9日（木）午後4時開議
- 2 場 所 市川市南八幡仮設庁舎会議室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会議成立の宣言
 - 3 議事日程の決定
 - 4 議案第38号 市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正について
議案第39号 市川市立学校職員服務規程の一部改正について
議案第40号 市川市奨学生選考委員会委員の委嘱について
議案第41号 市川市少年補導員の解嘱について
議案第42号 教育長の兼業について
議案第43号 教育委員会事務局の組織の新設に係る教育委員会規則等の改正に関する協議について
 - 5 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第38号 市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正について
議案第39号 市川市立学校職員服務規程の一部改正について
議案第40号 市川市奨学生選考委員会委員の委嘱について
議案第41号 市川市少年補導員の解嘱について
議案第42号 教育長の兼業について
議案第43号 教育委員会事務局の組織の新設に係る教育委員会規則等の改正に関する協議について
- 5 出席者

教育長	田中	庸惠
委員	平田	史郎
委員	平田	信江
委員	島田	由紀子
委員	大高	究

委員 山元 幸恵

6 出席職員、職・氏名

教育次長	松丸	多一
生涯学習部長	松尾	順子
生涯学習部次長	根本	泰雄
学校教育部長	小倉	貴志
学校教育部次長	川又	和也
教育総務課長	池田	孝広
教育施設課長	鎌形	秀昭
青少年育成課長	田中	英一
社会教育課長	笈川	孝之
中央図書館長	大里	宗行
考古博物館長	杉山	元明
義務教育課長	鈴木	孝弘
学校安全安心対策担当室長	石田	清彦
指導課長	石井	辰治
就学支援課長	福田	雅人
保健体育課長	田中	成志
学校地域連携推進課長	堀江	智
教育センター所長	早川	淳子

7 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	吉田	直美
〃	副主幹	須志原	みゆき
〃	主 査	新田	伸子
〃	主 任	大島	裕美
〃	主 任	加澤	俊

○教育長

ただいまから、令和2年1月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、追加分を含めまして、議案6件で、お配りいたしました議事日程のとおりでございます。日程に従い議事を進めます。本日の議事のうち、議案第43号「教育委員会事務局の組織の新設に係る教育委員会規則等の改正に関する協議について」ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書きの規定により、議事を公開しないこととしてよろしいか、お諮りいたします。非公開とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○教育長

挙手全員であります。よって、本案につきましては、同条第8項の規定により討論を行わず公開しないことといたします。なお、非公開の審議については、本日の案件が、すべて終了してから行います。それでは、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、大高究委員、山元幸恵委員を指名いたします。続いて、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、平田史郎委員を指名いたします。平田史郎委員、よろしくお願いたします。

○平田史郎委員

それでは、「議案」に入ります。議案第38号「市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正について」及び議案第39号「市川市立学校職員服務規程の一部改正について」は、学校事務の簡素化による業務削減に伴うもののため、一括議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○義務教育課長

はい、義務教育課長です。議案第38号「市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正について」及び議案第39号「市川市立学校職員服務規程の一部改正について」を併せて、ご説明いたします。議案第38号の管理規則の一部改正に関する資料は、議案3ページから12ページまで、議案第39号の服務規程の一部改正に関する資料は、議案15ページから17ページをお願いいたします。両議案は様式の一部改正となりますことから、改正後の新様式を資料としておりますのでご了承ください。提案の理由でございますが、教育委員会では、平成30年7月に学校事務の簡素化による業務削減を図り、効率的な事務処理を実現するため、学校長の押印を必要としない

文書について見直しを行い、「千葉県教育委員会や個人等に発送する文書を除き、教育委員会に提出される文書について学校長の押印を省略することができる」ことを確認し、全校に周知を行い履行されているところでございます。今回、議案第38号の管理規則の改正といたしましては、議案4ページから11ページの様式の押印省略として、「印」という文字を無くしました。議案5ページの様式第2号（その1）（第23条関係）の「卒業証書」につきましては、義務教育学校の記載がなかったことから、議案3ページのとおり（その2）として義務教育学校の卒業証書を加えました。次に議案第39号の服務規程の改正といたしましては、議案15ページ、16ページの様式の押印省略として、「印」という文字を無くしました。議案17ページの様式第18条（第20条）〔服務〕の「退職願」につきましては、千葉県教育委員会より文言を「〇年〇月〇日に退職したい」から「〇年〇月〇日付けをもって退職したい」に変更するよう要請を受けましたことから、一部改正を行う提案をさせていただくものでございます。以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第38号、第39号を採決いたします。議案第38号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第39号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第40号「市川市奨学生選考委員会委員の委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○就学支援課長

はい、就学支援課長です。議案第40号「市川市奨学生選考委員会委員の委嘱について」をご説明いたします。議案の18ページをご覧ください。市川市奨学生選考委員会委員につきましては、市川市奨学資金条例第10条第1項の規定により8名をもって組織することとされており、同条第2項の規定によりまして、任期は2年と定められております。これら8名の委員の内、2名の委員の任期が本年2月5日をもって満了となることから、次期委員の委嘱につきまして、ご提案させていただくものです。議案の19ページをご覧ください。今回、任期が満了となるのは、第5号委員である民生委員児童委員協議会の関係者となります。次期委員の候補者は2名とも再任となっております。これら2

名の候補者は、いずれの方も豊富な見識を有し、これまでも熱意をもって選考にご尽力いただいていることから、引き続きお願いするものです。なお、第5号委員を除く他の委員につきましては、令和元年11月の定例教育委員会において委嘱の議決をいただき、既に委嘱しております。説明は以上です。よろしくご審議の程お願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第40号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第41号「市川市少年補導員の解嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育センター所長

はい、教育センター所長です。議案第41号「市川市少年補導員の解嘱について」ご説明いたします。議案21ページから30ページをご覧ください。市川市少年補導員のうち、辞任願の届けがありました第4号委員、民間有識者1名を解嘱したいので、教育委員会の議決を求めます。説明は以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第41号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第42号「教育長の兼業について」を議題といたします。議案第42号につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定に基づき、田中教育長には一旦退席をお願いしたいと思います。これにて、暫時休憩といたします。

【教育長 退席】

○平田史郎委員

議事を再開いたします。それでは、議案第42号の提案理由の説明を求めます。

○教育総務課長

はい、教育総務課長です。議案第42号「教育長の兼業について」ご説明いたします。追加分議案の1ページから4ページをご覧ください。このたび、千

葉大学大学院教育学研究科長から、田中教育長に対して、令和元年12月25日付けで、千葉大学教職大学院シンポジウムの講師依頼がございました。令和2年2月8日（土）に実施される予定で、謝金は31,500円となっております。本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第7項に基づき、教育長の兼業につきまして、教育委員会の許可が必要であることから、提案するものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第42号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。それでは、田中教育長に入室していただきます。

【教育長 再入室】

○平田史郎委員

ただいま審議が終わり、「教育長の兼業について」可決いたしました。続きまして、非公開の審議に入ります。教育長お願いいたします。

【議案第43号 非公開部分】

○教育長

これをもちまして、令和2年1月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後4時18分閉会)